

明けまして
おめでとうございます



「春を呼ぶシクラメン」画・渡辺 和恵

◆ 特集

- ・ マイナンバー豆知識
- ・ キャリーバックによる転倒事故

◆ 事件・活動のご紹介

- ・ 離婚に伴う面会交流の現状
- ・ B型肝炎訴訟

◆ 友の会活動

- ◆ 弁護士近況
- ◆ 事務所短信

第36号
2016.1

発行 **きづがわ共同法律事務所友の会**

〒556-0011 大阪市浪速区難波中1丁目10番4号 南海野村ビル5階

TEL : 06-6633-7621 FAX : 06-6633-0494

<http://www.kizugawa-law.jp/>



マイナンバー

豆知識

昨年11月以降、みなさまの手元にも、マイナンバー（個人番号）の通知カードが届いていることと思います。こんなもの何に使うのかなと封筒ごと、どこかにおいていませんか。気をつける点をいくつか紹介します。

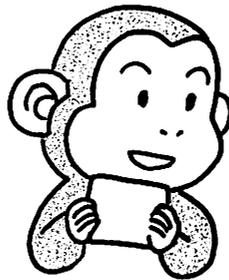
1 自分のマイナンバーの管理

12桁の個人識別番号が書かれた通知カードですが、今は税金、社会保障、災害関連にのみ使用されますが、今後、預金とのひも付けなど個人情報とリンクされていく可能性があるため、番号を不用意に他人に教えないことが必要です。

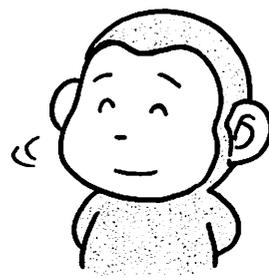
大事に保管しておいて下さい。

写真入りの個人番号カードの申請書も同封されていますが、個人番号カードを持つかどうかは個人の自由です。紛失すれば悪用されかねませんので、必要のない人は申請しないでください。

何番だった？



ひみつ



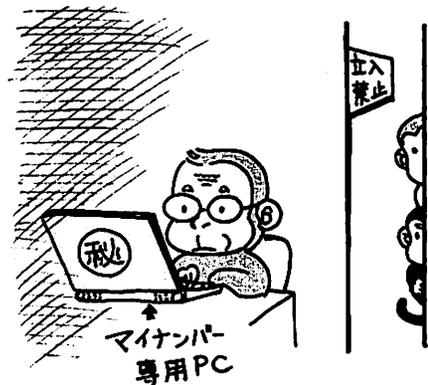
2 自分のマイナンバーの提供

今後、会社から税務処理のために個人番号の提出を求められることと思います。会社は「社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを会社が記載することは法令で定められた会社の義務なので、提供をお願いします」というでしょう。しかし、個人には法令上は提供の義務はなく、強制することはできないこととなっています。会社は、社員に提供を求めたが提供されなかったことの事情を記載して書類を提出すれば義務違反とはならないのです。税務署などは、自ら地方公共団体情報システム機構に当該個人のマイナンバーの照会をすれば個人番号はわかるので支障はありません。その手間を省くために、会社に義務付けをしているのです。



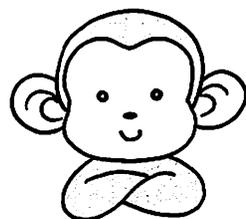
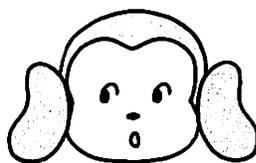
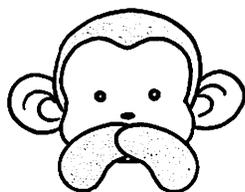
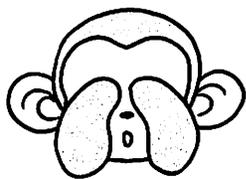
3 他人の個人番号の保管

人を雇用している会社や事業者は、税務処理や社会保険関係で被用者から提供された個人番号を知ることになるので、その保管や漏洩防止には、法律で厳しい義務が課せられています。責任者など情報管理の組織体制をつくること、研修、保管場所への入退室管理やパスワード設定などの物理的な安全管理システム、電子データへのアクセス制限などの技術的安全管理措置が必要となり、その責任は重いものです。



いずれにしても、個人番号の漏洩やプライバシー侵害に関与しないためには「見ない」「言わない」「聞かない」「扱わない」が基本です。

このマイナンバー制度は各国でも情報漏洩による被害が起こっており、国民のプライバシー権を侵害する憲法違反の法律であるとして、全国各地で廃止を求める訴訟が提起されていますので、注目しておきたいと思います。

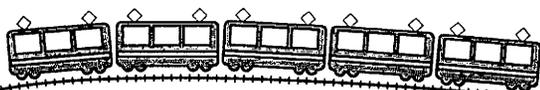


知っとく!?

キャリーバッグによる転倒事故

鉄道構内で他人のキャリーバッグにつまづきそうになったことはどなたも経験あると思います。最近、その損害賠償を認めた東京地裁の判決が判例雑誌にのりました。私鉄の吉祥寺駅構内で、社員が曳いていたキャリーバッグが、88歳の高齢者の足にあたり、つまづいて転倒して手首を骨折し、5日入院、7ヶ月間通院したという事件です。判決は、「駅構内のような人通りが多い場所でキャリーバッグを使用する場合は、他の歩行者の歩行を妨げたり、それにつまづいて転倒させることがないように注意すべき義務を負い、それにより他人に損害を与えたときは不法行為による損害賠償責任を負うとし、145万円の損害を認めました。他方、「被害者にも過失がある」として「被害者においても歩行中は前方および足下に注意し、とくに駅構内のような人通りの多い場所では、対向の歩行者が大量の荷物を持っていたり、キャリーバッグを曳いていることは当然予測できることであるから被害者においても一定の過失があることは否めない」として、事故態様と被害者の年齢などを考慮して25%の過失相殺を認め、損害賠償額を減額しました。

ちょっとした不注意で、大きな損害につながることもありますので、キャリーバッグを利用する人は、保険会社が販売している日常生活事故損害保険など個人賠償責任保険に加入しておくことも必要ではないでしょうか。





新春の つどい



友の会の新春のつどいが2月6日に行われ110名を超える方々にご出席いただきました。「劇団きづがわ」による2011年3月11日の東北大震災と原発事故をテーマにした「陳の風が吹くとき」という演劇がありました。

今回の福引きは各弁護士の出身地の名産品を景品として、弁護士が自ら舞台上で紹介するという企画でした。会場は大いに盛り上がり、楽しい雰囲気の中で無事終わりました。

映画 上映会 「約束」「終わらない戦争」



4月16日、名張毒ぶどう酒事件を描いた映画「約束」上映会をしました。実際に、弁護団で事件担当した井上弁護士からの解説があり、参加された方々からの活発な質問や意見交換があり、大いに盛り上がりました。

また、11月20日には「慰安婦」被害者の証言を記録したドキュメンタリー映画「終わらない戦争」上映会をしました。多くの女性問題に取り組み運動をしている渡辺弁護士の解説付きで、あらためて戦争の非人間性、平和の大切さについて考えることになりました。



きづがわ塾

課外授業



刑事裁判傍聴ツアーを行いました

弁護士 岩田 研二郎

昨年3月23日に行いましたが、あいにく、その日は、裁判員裁判の審理法廷がなく、通常事件を傍聴。一つ目は、強制わいせつ事件の被害者の証人尋問で、被告人との間に顔が見えないよう遮蔽措置がされていました。二件目は、若い女性被告人が同棲する男性からDVを受けて、覚せい剤を打たれていたという特殊な事件で、被告人にも同情できる事件でした。正面玄関の刑事裁判開廷表の見方もお教えして、ご自分で傍聴に来られることをお勧めしました。



きづがわ友の会にご入会下さい

市民と司法の橋渡しとして、学習や交流・懇親、その他バラエティに富む企画でお待ちしております。

- 年会費1000円(個人)を郵便振替用紙で払込送金してください。この用紙が入会申込書を兼ねます(入会から平成28年末までの会費となります)。団体・法人会費は一口5000円です。
- 入会された方に、会員カードをお送りします。
- 次年度以降の会費支払いは、毎年振替用紙を送付します。

会員の方は、2016(平成28)年度分の会費を、振替用紙でおさめてネ! よろしくおねがいます



きづがわ塾

2.26
「B型肝炎の基礎知識と訴訟について」
井上弁護士・古本弁護士

5.28
「離婚の基礎」
森弁護士

12.3
「マイナンバー法で
プライバシーが危ない」
岩田弁護士



矢達 幸さんに聞きました

現在、大正生活と健康を守る会の会長をしておられる元大阪市議員の矢達幸さん(大正区、75歳)を、大阪沖繩会館にある事務所でインタビューさせていただきました。

■大正区とのご縁は

生まれは徳島市ですが、積水化学泉尾工場に就職して労働組合や民主青年同盟の活動を始め、22歳のときに民青木津川地区の専従になりました。当時、大正区にも民主商工会の運動拠点をとの話があり、1970(昭和45)年、初代事務局長として大正民主商工会を設立しました。

■市議員選挙への立候補はいつから

1971(昭和46)年に初めて立候補し落選、3回目の1979年に初当選しましたが、二期目で落選し、1982(昭和57)年に補欠選挙で復活してから2011(平成23)年4月に退任するまで八期29年間、議員を務めました。三人区で毎回厳しい選挙でした。

■議員生活で特に力をいれたことは

私が市会にいったときに、大阪市では解放同盟と大正区の区画整理事業に利権問題が横行していました。土地会社の利権争いを排して区民の利益となる公正な事業になることを目指して、区役所前の噴水広場やコミュニティ会館、マリンテニスコート、ゲートボール場等をつくり、また千歳橋の建設により鶴町地区を含む大正区の交通網の環状化を実現することができました。



インタビュー：岩田弁護士(11月8日)

■なぜ生活と健康を守る会を設立されることに

大正区は、共産党の生活相談所で低所得者の生活支援なども行っていましたが、しんぶん赤旗読者にとどまっており、自主的な運動の母体として組織することが大正区に求められていると考え、2012(平成24)年5月に港生健会大正班として活動をはじめ、二年前の2013(平成25)年10月に大正生健として独立しました。

大正区は6万6千人の人口ですが、現在180名ほどの会員になり、幅広い層の人たちが会員になってくれています。まずは300名の会員をめざして毎週ニュースを発行し頑張っています。

維新の橋下市長になってバス路線の本数が減らされ、毎朝バスに乗りきれない積み残し問題も発生しています。

■最後に

きづがわ共同法律事務所が難波駅に移転したので、大正区からはバス一本でいけるようになり便利になりました。今後もお世話になります。

■ 今後の予定 ■

映画上映会 参加無料



いくさば とうどろ
「戦場めし」
4月5日(火)午後3時～

場所：きづがわ共同法律事務所 大会議室
※増田弁護士が解説します。

今後の きづがわ塾

2月29日(月) 午後6時～

「空家問題と居住の権利」

講師 弁護士 増田 尚

5月17日(火) 午後6時～

「交通事故の基礎知識」

講師 弁護士 横山 精一

課外 岩田弁護士と行く
授業 法廷傍聴

* 3月7日(月) 12時20分
大阪弁護士会 1階ロビー集合
* ご案内 弁護士 岩田 研二郎

友の会 新春のつどい

- とき
2016年2月5日(金) 午後5時半受付
- ところ
道頓堀ホテル
- 会費
6000円
- 内容
総会・懇親会
恒例の福引もあります。

〈お申込み・お問い合わせ〉は同封のビラをご覧ください

離婚に伴う面会交流の現状

弁護士 峯田 和子



離婚に至る事情は様々で、監護親としては非監護親が子供と面会することに強い拒否反応を示すことがあります。しかし、近年の裁判所は、面会交流の禁止を面会をすることが子の福祉を害するようないかなる場合にも限定し、原則として何らかの形で面会交流を認める方向にあります。東京高裁平成二十七年六月二日決定はDV夫からの直接的な面会交流を否定する一方、手紙等の送付という間接的な交流のみは認めました。この事例では、夫の妻に対する身体的・言語的DVにより、妻はPTSDの診断を受けています。また、医師の意見書によると子供らも、暴力等による不安の記憶等により心因反応を発生したと推認されています。



面会交流の方法には、このように直接会うというものばかりではなく、手紙や電話、写真の交換などの間接的なものもあります。また、直接的な面会交流でも回数や方法にいくつかのバリエーションがあり、実務ではFPCなどの援助機関を利用するという方法も検討されています。

B型肝炎訴訟

基本合意その2、提訴時期について

弁護士 古本 剛之



集団予防接種時の注射器連続使用によるB型肝炎感染者を救済する訴訟（B型肝炎訴訟）において、二〇一五（平成二十七年）三月二七日、基本合意その2が成立しました。肝硬変、肝がんの発症または死亡から提訴までに二〇年経過した方について、これまで除外という民法上の制度のために救済がなかったのですが、一定の救済がされるようになったものです。

また、B型肝炎感染被害者について救済を受けるためには、現状では平成二十九年一月までの提訴が必要です（特別措置法）。ただ、未だ提訴者は四〇万人以上いると推定される被害者の一割にも達しておらず、この期限は延長されるべきだと考えています。しかし他方で、時間が経つにつれて提訴に必要な証拠資料がなくなっていくおそれがあります。また手続きされていない方は、早く手続きされることをお勧めいたします。

特に発症していない方（キャリア）は後回しにされがちですが、キャリアで提訴して和解した場合でも、その後に発症、病態進展した時には、比較的簡易な手続きで追加請求が出来ますので、早めに提訴・和解しておかれる方がよいと思います。

ご相談は、一〇頁記載のB型肝炎訴訟大阪弁護士会までご連絡ください。

2016 今年もよろしく お願いいたします

事務所移転について

弁護士 小林 保夫

一九六八年から二〇一五年まで四七年間もの長年月、酒井家ビルにいたので、すっかり大國町になじんできまい、難波では今のところ、まだ「仮の宿」のような落ち着かない気分から抜け出ることができていません。

難波で新しい出発をと念じていますが、まだ難波の街なかの探検をという好奇心やファイトがわき上がってこないこの頃です。

しかし、若い人たちの驥尾に付してもうしばらく頑張りたいと思います。



なんば巡り

弁護士 坂田 宗彦

なんばへ事務所が移転した当初は、ただただ、人の多さ、特に海外からの観光客のそれに驚いていましたが、いまでは、ちょっと空いた時間を使って事務所周辺を歩いています。古くて小さな焼肉店がネットで調べると「有名店」であったり、小さな発見がしばしばあります。暗くなると路上ライブがはじまるころには、見ている人や通行人たちにもお疲れさんといった雰囲気漂ってへるのもいいものです。しばしば、なんば巡りを楽しみます。



小林保夫弁護士は、昨春「私の人生・社会・読書ノートから」(清風堂書店)を出版しました。



幸せ者

弁護士 渡辺 和恵

大阪弁護士会から在職四〇年を祝う会に来るようになるとのお知らせを買いました。一九七五年、国連女性年に弁護士になり、子どもを産み育てながら好きな弁護士の仕事を四〇年やらせてもらったのですから、本来は、私が皆さんにお礼を言わなければなりません。

先日、働く女性の集まりに出ました。四〇歳台になっても係長に据え置かれている国家公務員のAさんが「渡辺さん達の闘いの上に、私の裁判は成り立っています。」と言ってくれました。女性の権利運動は連綿と続いています。

私は幸せな弁護士生活を送っています。



近況

弁護士 鈴木 康隆

私も、昨年とつとつ後期高齢者の仲間にはいってしまいました。年並みに高血圧とか糖尿などと言われ、薬も飲んでいますが、まあ元気に過ごしています。仕事は大分減り、その分余暇を楽しんでいます。余暇の中でもっとも多くの時間を過ごすのは、教会所です。この教会所にはすでに一年以上も通っているのですが、一向に上達せず未だ初段から上がっていません。この教会所の席主はすでに八〇歳を超しているのですが、豊饒としております。暮も七段とのこと。なにしろこの教会所に来る人達の平均年齢は七八歳くらいで、ここには私もまた若いのです。もはや暮の上達は望むべくもありませんが、元気だけはこの教会所からもらっています。



還暦ライフ

弁護士 岩田 研二郎

私も今年一月に還暦を迎えます。三月には出身高校の同窓会で還暦記念同窓会を準備しています。

昨夏の戦争法案の参議院での強行採決の日、国会前行動にも参加し、若者のコールにあわせて採決反対を叫びました。

昨年後半は、事務所移転チームの責任者として忙しく、八月に開催された司法研修所卒業三五周年の集いにはいけませんでした。

新事務所は少し手狭にはなりましたが、事務局との距離も近くなり、「コミュニケーションがとりやすくなりました。なにより昼御飯の飲食店の選択肢が広がり、いろいろな店をまわるのが楽しみです。



沖縄の基地訴訟に参加して

弁護士 横山 精一

二〇一四年一月一六日に翁長雄志さんが沖縄県知事に当選してから一年以上が経ちました。翁長知事は、新基地を作らせないために奮闘していますが日本政府は聞く耳を持ちません。私が嘉手納基地爆音差止訴訟に参加するようになり一五年が経過しました。二〇一六年には、学者証言、現場検証を実施し、翌年には判決を迎える予定です。何としても、夜には米軍機を飛ばさせない判決を獲得したいものです。



チーム

弁護士 森 信雄

昨秋のラグビーW杯。日本が南アに歴史的勝利を収めた試合には感動したが、興味深くもあった。

日本の実力向上は間違いないが、南アは勝利に向けた明確なゲームプランを欠き、主将は統率力を発揮できず、チームは求心力、修正力を失った。組織のありようを決めるのはやはり人である。

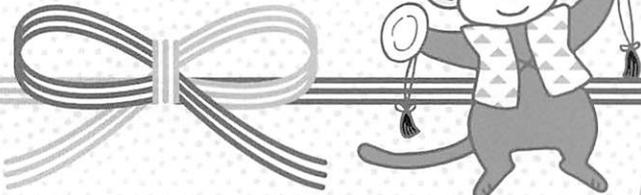
二〇一九年W杯は日本開催。どんなドラマが生まれるか今から待ち遠しい。



激動は続くの巻

弁護士 青木 佳史

二〇一五年はたいへんな一年でした。日弁連で、六月の高齢者・障害者権利支援センターの立ち上げまでの調整準備、一〇月の人権擁護大会に向け一年がかりの準備で「成年後見から意思決定支援へ」のシンポジウムの開催で忙しくしていたら、五月に「都構想」住民投票、夏の戦争法案廃案のため毎週の街宣やデモの日々、そして一月の大阪W選挙。あとで振り返った時、この年はどんな年として記憶されているのでしょうか。そして今年、四月から大阪弁護士会の重要なお役目に就くことになるはずなので、どんな一年になるのか、楽しみに迎え撃つ気分です。



近況報告

弁護士 井上 洋子

去年は事務所の移転に関してかなりの時間をとられ、事件活動の忙しさもあって、これまででもっとも土日がつぶれた一年でした。新しい事務所は狭いながらも快適で、何より、ならば駅からすぐなので、依頼者の皆様に事務所に来て下さい、とお願いするときに気がひけなくなりました。今年は、仕事に集中するだけでなく、健康管理のための運動や趣味にも時間が割けるといいな、と思っています。



ヒップホップダンスって…

弁護士 峯田 和子

娘がヒップホップダンスを習いたいと言いだした。親の方はフォークダンスを学校で踊った程度で、いわゆるディスコダンスの経験も無い。そんな家庭にいきなり出てきたヒップホップ。親の驚愕の程たるや、いかばかりか。当然、バレエなど外のダンスへの誘導を図ってみたが、本人の意志は固く、結局習い始めることになった。今のところ楽しそうに踊っているが、いつかステイジママのようなことをさせられるのかしら、母の悩みは深かったりするのです。

民主主義ってなんだ？

弁護士 増田 尚

安倍首相や菅官房長官は、住民不在の独裁を強行する橋下・松井維新政治を評価する一方で、県民の「基地NO」の声を代表して辺野古新基地建設のための埋立承認を取り消した翁長沖縄県知事をことごとくいじめている。このような「民意」への対応のダブルスタンダードは、卑怯だし、非民主主義的だ。「民主主義ってなんだ？」と問いを続けていかなければならない。

親子で山歩き

弁護士 古本 剛之

今年から、三歳の長男を連れて山歩きに出かけています。五月には天王山に行きましたが、急な階段の連続が子ども足ではつらそうで、およそ半分のところを断念。九月にはボンボン山（六七八・九m）に行き、大人の足で一時間半〜二時間の行程を山頂まで登りました（途中、少しおふって歩きましたが）。成長して体力がついてきた姿が感慨深いです。一〇月には次男が誕生しました。将来は次男も連れて、家族での登山を楽しみにしています。



平和憲法を子に渡したい

弁護士 宮本 亜紀

昨年一月に第一子を出産しました。安倍首相の戦争法制に反対して立ち上がった「ママの会」の「たれの子どももころさせない」や、私が幼い頃から連れて行ってもらった日本母親大会の「生命を生み出す母親は生命を育て生命を守ることをのぞみます」のスローガンが身に染みます。日本国憲法のめざす戦争を無くしたいという気持ちは誰でも同じとの確信を持って、身近なところから、力ではなく対話を大切にしたいと思います。



昨年8月から
なんばに事務所を移転して
営業しています

入所のごあいさつ よろしくお願ひします

はじめまして、昨年
の十月に事務局に入所
しました、宮村亜弥と
申します。法律を扱う
仕事に携わる事ができ
ればと思い、縁あって
入らせていただきました。
初めて知ることに触れ
るばかりの日々ですが、
少しでも早く吸収して、
仕事をこなせるようになり
たいと思っています。よろ
しくお願ひします。



宮村 亜弥

七月より入所しま
した石川紀子です。
ずっと浪速区で育っ
て、いつも近くにあ
った「きづがわ共同
法律事務所」で働く
ことになって嬉しい
気持ちと不思議な気
持ちでいっぱいです。
少しでもみなさんの
役に立てるように、これ
から一生懸命頑張りま
すので宜しくお願ひ
します。



石川 紀子

B型肝炎訴訟とは

昭和23年7月から昭和63年1月まで集団予防接種で注射器が使い回されたためにB型肝炎ウイルス感染が拡大したことについて、被害者が国に対して賠償請求をするものです。「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が2011年12月に成立し、支給の枠組みができてあがっています。給付金を得るためには裁判手続を経ることが必要です。

相談窓口

大阪弁護士事務局長 井上 洋子
弁護士 古本 剛之、峯田 和子

全国B型肝炎訴訟・大阪弁護士

電話：06-6647-0300

(月～金曜日 午前10時～午後5時)

FAX：06-6647-0302

弁護士ホームページは「B型肝炎大阪弁護士」で検索して下さい。

〒556-0011 大阪市浪速区難波中1丁目10番4号
南海野村ビル5階
全国B型肝炎訴訟・大阪弁護士事務室



扇町公園

維新の都構想反対 戦争法案反対 大阪ダブル選挙

戦争法(安保法制)
廃止を求める
2000万人署名運動に
ご協力下さい。

忙しい1年でした

昨年は、五月の大阪都構想の住民投票、憲法違反の安保法制反対の夏の闘い、そして秋の大阪ダブル選挙と民主主義、立憲主義を守る闘いに事務所の所員も参加し、SADLやSEALDs関西などの若い人たちと肩を並べて活動しました。八月に難波に事務所を移転してからは、難波高島屋前の街頭宣伝がしやすくなり、昼休みに気軽にビラ配布などに参加しました。



なんば駅



大国町ライブ前



2015

- 1・6 仕事始め
- 1・29～ 昼休み宣伝（集团的自衛権反対等）
- 2・6 友の会 新春のつどい
- 2・7 相続税と相続・成年後見制度セミナー（阿倍野区）
- 2・26 きづがわ塾「B型肝炎の基礎知識と訴訟について」
- 3・23 課外授業「岩田弁護士と行く法廷傍聴」
- 3・31（前事務局長）大島博子退職
- 4・1 受付円山亜以入所
- 4・12 統一地方選挙
- 4・16 映画上映会「約束」
- 5・1 大阪メーデー、小林弁護士出版記念祝い
- 5・17 大阪都構想住民投票
- 5・28 きづがわ塾「離婚の基礎」
- 5・30 相続税と相続・成年後見制度セミナー（住吉区）
- 6・27 相続税と相続・成年後見制度セミナー（阿倍野区）
- 7・1 事務局石川紀子入所

2016

新年は1月6日（水）午前9時30分から通常業務を行います。

- 8・14 お盆休み
- 8・25 事務所難波へ移転
- 8・31 事務局大石理給退職
- 9・25～ 戦争法廃止等難波宣伝
- 10・1 事務局宮村亜弥入所
- 11・5～ 相続税と相続・成年後見制度セミナー（浪速区連続セミナー）
- 11・20 映画上映会「終わらない戦争」
- 11・22 大阪府知事・市長選挙
- 12・3 きづがわ塾「マイナンバー法でプライバシーが危ない」
- 12・28 仕事納め



育児休暇中です



大島博子前事務局長が昨年春、定年退職しました。今は、親の介護にあたるとともに、地元の豊中市のほくせつ医療生協で、高齢者の健康増進と地域での絆づくりの仕事をされ、介護現場での第二の人生を歩み始めておられます。

退所のご挨拶

社会人を経て弁護士となり、きづがわ共同法律事務所でも1年を走りきることができました。大国町でも難波でも依頼者と同じ目線、同じ気持ちになって問題の解決を図ろうと努めてきました。そして本年1月より、法テラス広島法律事務所へ赴任いたします。きづがわで学んだことを心に留めて、広島でも身近な法律家として人にやさしい街づくりに貢献し尽力していきたいと思っています。



弁護士 生田 博之

事務所での相談 **初回30分相談無料（要予約）**
06-6633-7621
(ご予約は平日午前9時30分～午後5時30分)

平日	夜間	土曜日
月～金曜日 午前10時～5時	毎週水曜日 午後6時～8時	毎週土曜日 午前10時～12時

高齢者、障がい者の方に関する電話・出張相談 **専用ダイヤル**
06-6633-7624

受付時間
平日 午前9時30～5時

電話・出張相談です。どなたからでも、お気軽にご相談ください。



地域法律相談

地域	開催日時	主催団体・場所	電話
住吉（我孫子）	毎月10日頃、午後6時～	住吉生活と健康を守る会	6673-3630 (住吉生活相談所)
住吉（沢之町）	毎月20日頃、午後6時～	南大阪医療生活協同組合	
住吉（苅田）	毎月20日頃、午後6時～	苅田センター	6694-8484
住吉（南住吉）	毎月上旬・下旬各1回、午後2～4時	住吉民主商工会	6685-9917
住之江（東加賀屋）	毎月20日頃、午後6時30分～	住之江民主商工会	6681-1498
住之江（西加賀屋）	毎月第1金曜日、午後6時～	加賀屋診療所	6683-5550
住之江（南港）	奇数月の25日頃、午後6時30分～	南港ポートタウン管理センター3階	6583-4113
西（千代崎）	毎月10日頃、午後6時～	西区民主商工会	6643-2881
浪速（恵美須西）	毎月第3木曜日、午後2～4時	浪速民主商工会	6633-7812
浪速（恵美須西）	毎月第1水曜日、午後1～3時	円山直子相談所	6632-2875
浪速（敷津）	毎月第3木曜日、午後2～5時	大阪建設労働組合	6659-7095
西成（潮路）	毎月第2木曜日、午後2～4時	西成民主商工会	6659-3633
西成（松）	毎月中旬、午後2～4時	西成民主診療所3階	6659-4450
西成（南津守）	毎月20日頃、午後3～5時	ナニワ企業団地組合会館	6657-0675
西成（天下茶屋）	毎月第3金曜日、午後6時～	日本共産党尾上やすお事務所	6551-8274
大正（千島）	毎月20日頃、午後5時30分～	大正民主商工会	6554-1383
大正（小林西）	毎月5日頃、午後6時30分～	大正民主診療所	6576-4809
港（磯路）	毎月10日頃、午後6時30分～	港生活と健康を守る会	6572-7867
港（夕凧）	毎月20日頃、午後3～5時	港民主商工会	6571-5594
港（磯路）	毎月第3火曜日、午後3～5時	みなと生協診療所	6621-6092
阿倍野（阿倍野元町）	奇数月の第4水曜日、午後6時～	石谷ひさ子事務所	6623-4471
阿倍野（松崎町）	偶数月の第3水曜日、午後6時～	阿倍野民主商工会	

※ 開催日が土・日曜日となった場合、変更があります。あらかじめ電話で予約をおねがいします。